法治国家と「公共の福祉」

---ドイツ法治国家思想の歴史的射程---

木 村 周 市 朗

staatliche Prinzip」との内的連関を問うた右の解釈論争の振幅と帰趣(1) und soziale Rechtsstaat」(第二八条一項)と明文規定したことによって、その後六○年代半ばに至るまで西ドイ Bundesstaat」(第二〇条一項)、「共和制的、民主的および社会的法治国家」(der republikanische, demokratische 大枠の内側での、「法治国家」と「社会国家」との統合志向への一定の評価――は、 確保したといってよいであろう。「法治国家原理 das rechtsstaatliche Prinzip」と「社会国家原理 das sozial-規模な論争を呼びおこしつつも、国の内外にすでに西ドイツ国制とその指示方向とにかんする一定のイメージを ツ国内の公法学界においてとくに「社会的法治国家」という、ほかならぬ実定法上の規定の法理解釈をめぐる大 Deutschland) は、みずからの国家類型ないし国制を「民主的かつ社会的連邦国家 ein demokratischer und sozialer 九四九年に制定された西ドイツ憲法(ドイツ連邦共和国基本法 Grundgesetz für die Bundesrepublik ――基本的には一貫して非マルクス主義的 「社会的市場経済 soziale

法治国家と「公共の福祉」

り巨大な課題であり不用意な接近を許さないが、「社会的法治国家」規定は、少なくともボン基本法に包蔵され 治国家」としての自己規定の定着に寄与したものと思われる。この自己規定の本質をどこに求めるかは、もとよ Marktwirtschaft」を思想的 ・ 制度的支柱とする現実の経済復興の進展と相互補完的に、西ドイツの「社会的法Marktwirtschaft」を思想的 ・ 制度的支柱とする現実の経済復興の進展と相互補完的に、 (2)

た次のような特徴的法理念の集約的表現と理解して差支えあるまい。 すなわち、いまさしあたり一般的に「法治国家」なるものを、クリスティアン・フリードリヒ・メンガーのい

純然たる「形式的 formell, formal」法治国家からの脱却を志向していること、換言すれば、「行政および司法の 成される――と把握しておくならば、台ボン基本法は、あくまでそのような「法治国家原理」に立脚し、しかも じて国家活動を法律によって拘束すること」――そこから「国家権力に対する個人およびその権利の保障」が形(5) う「法的に拘束された国家」と理解し、「法治国家」の最広義の原理をヘルムート・コーイングにならって、「総

実現でなければならないという法治国家の実質的 materiell 特質」を重視していること、したがって、「形式的 法治国家に代わって、いまや実質的法治国家が、自由主義的法治国家に代わって社会的法治国家が、登場すべき 主義的諸原則の保証と制御で甘んじてはいない」こと、むしろ「国家活動の目的と内容は公正 Gerechtigkeit の(6) 適法性 Gesetzmäßigkeit、並びに自由と所有への介入に対する法律の留保 Vorbehalt des Gesetzes、という自由

— 136

国家は「法律国家 Gesetzesstaat」として、「〈適法の〉手段による弱体化と空洞化とに対して無防備である」と であるという新しい方向づけ」を体現していること。⇔この法治国家論上の新展開は、純然たる「形式的」法治であるという新しい方向づほ」 ――ワイマール共和国の崩壊とナチスの支配という「苦い経験」――にもとづいていたこと、その帰結

として、ボン基本法の下では国家行為のすべては、たんにその 「適法性 Legalität」 だけでなく、その「正当性

Legitimität」もまた吟味されねばならないこと。さらに、曰「社会的法治国家」概念にかかわる以上のような法(ミロ)

nung」という憲法的秩序——それは第一八条や第二一条二項にみられるように個人の基本権や政党活動を実質的 理念は、ボン基本法を貫く価値基準たる「自由で民主的な基本秩序 die freiheitliche demokratische Grundord-

ムとの理性的調整」にほかならぬものと理解されうること。

な全体主義国家との中間を保持」し、「過度の自由主義と社会主義的または共産主義的出所のコレクティヴィズ に拘束する――と不可分であり、「社会国家原理」は、「レッセ・フェールの原理と国家主義的または社会主義的

推転は、一面でそれが法治国家原理そのものは放棄することなく、 西ドイツにおける新自由主義 Neoliberalismus 以上のようなボン基本法に体現された、旧来の形式的・自由主義的法治国家から実質的・社会的法治国家への

れにもかかわらず他面では、その「社会的法治国家」は、たとえばヴォルフガング・J・モムゼンによってイギ のある市民のために、福祉国家 Wohlfahrtsstaat を意識的に断念すること」(メンガー)を含意した。しかしそ(ミョ) したかぎりにおいて、給付国家 Leistungsstaat 化・扶養国家 Versorgungsstaat 化を拒否して「自由な自己責任 としてのオルド自由主義(Ordoliberalismus)およびその集約的表現たる「社会的市場経済」に現実の足場を見出

--- 137

リスとともに「現代福祉国家 Welfare State, Wohlfahrtsstaat のパイオニア」と評されるドイツの、現代におけ る一国家類型にほかならない。この市民の「自由な自己責任」という観点は、イギリスにおける新自由主義 the

理念とに立脚した事情を想起させるが、西ドイツにおける「社会的法治国家」という実定法上の規定といわゆる New Liberalism の一結晶としてのベヴァリッジ・プランが拠出原則 Contributory Principle と生活自助の基本 「福祉国家」との関係については、少なくとも次の諸点にあらかじめ留意しておく必要があると思われる。

広治国家と「公共の福祉

的・制度的干渉体系――その法的根拠としての「社会権」――の視点からとらえた呼称と理解するならば、第一 「福祉国家」を、ここではとりあえず現代資本主義国家をその経済社会への生産関係政策的な包括

国家」はなによりも十九世紀初頭以来の、ドイツに固有の法治国家思想 Rechtsstaatsgedanke の発展史——その staat」と呼ぶ場合、それは右の「福祉国家」理解にある程度まで近似的なものであるのに対して、「社会的法治 に、モムゼンやゲルハルト・A・リッターたちがすぐれて国際比較史的観点から西ドイツを「福祉国家 Wohlfahrts-

であって、 Wohlfahrtsstaat という用語自体は、ドイツ国制史の領域では、周知のように、むしろ近世絶対主義 領邦国家がポリツァイ Polizei すなわち内務行政全般を通じて「公共の福祉 bonum publicum, allgemeine

-- 138

準備段階としては十七世紀ドイツの近世自然法思想にまでさかのぼるもの――における現代的結集点を示すもの

schaftlich ポリツァイ国家に対抗しつつ、その実、とりわけ十八世紀の啓蒙絶対主義国家の内部での体系的法典 としての性格を色濃くとどめていること。 あえて概括的表現をとれば、法治国家思想は、 この後見的 vormund-(エワ) はまるのではなく、少なくとも同じ程度には啓蒙期の他のドイツ諸邦にもあてはまることなのである。」 から生まれた、ということが主張されているが、これは決して国王フリードリヒのプロイセンについてだけあて しているが、たとえばレオ・ユストにしたがえば、「従来、個人の自由や法治国家という近代的理念は絶対主義 啓蒙絶対主義をどう評価するか、また、その終末時点をどこに求めるかは、歴史家たちの議論の焦点の一つをな 編纂を中心とする上からの官僚的近代化志向の胎内で徐々に醸成されたものであった。もとよりドイツにおける Wohlfahrt」の増進を目標としたことと深くかかわり、その意味での「ポリツァイ国家 Polizeistaat」の目的概念

第二に、イギリスにおける「福祉国家」の形成過程が、たとえば今世紀に限っても、自由党、保守党、

的自由主義とは異なる――そして社会主義でもない――新自由主義的な国家類型観が色濃く沈澱していると考え の民主的な意思形成」という決定手続こそが、「すべての者にとって受容できる最小限の諸価値基準」を保障し、 秩序は、国民の民主的な自己決定が代表されるような国家諸機関による形成に従属すること」に見出し、「国民 思想にすぐれて実践的意義を担わせようとする立場にも、この論争に参加する余地が開かれていた。たとえばヴ ォルフガング・アーベントロートは一九五四年の論説で、「社会国家原理の思想の決定的契機」を、「経済・社会 「公共的な生存配慮の義務」という「社会国家的介入」を根拠づけ実体化するものだと考えている。 しかしそれにもかかわらず、ボン基本法における「社会的法治国家」規定の中には、十九世紀の古典

られること。この点示唆的であると思われるのは、最近ハンブルクの公法学者ウルリヒ・カルペンが、憲法国家 Verfassungsstaat における支配の基本問題すなわち国家権力行使の正当性 Legitimität 問題に接近するために、

た全体主義的国家などは考えられないとしたうえで、社会的形成原理からみた憲法類型の四区分─────「自由 主義的・福祉国家的 wohlfahrtsstaatlich 国家」、「全体主義的国家」の四区分を行ない、法治国家の形態をとっ 「国家任務の範囲」――「国家は何をしてよいか」――の観点から「自由主義的国家」、「社会的国家」、「社会

139 —

法治国家と「公共の福祉

民主主義と社会主義、自由と公正との相互補完的一体性を強調して「共産主義」との決別を鮮明にしたもの 僚主義的社会主義)」――を行なっていることである。カルペンは「法治国家理念の核心」を、「国家権力の拘束(ミロ) によって⇔は⇔から区別され、他方、⇔を体現するものはSPDのゴーデスベルク基本綱領(一九五九年) 社会的市場経済」、 と抑制および個人の自由の保護」にみるから、同じ「法治国家」でも「社会的諸要素をもった資本主義すなわちと抑制および個人の自由の保護」にみるから、同じ「法治国家」でも「社会的諸要素をもった資本主義すなわち 主義的法治国家」、〇「社会的法治国家」、〇「民主的社会主義(福祉国家)」、〇「権威主義的国家社会主義 「経済への大規模な国家関与」、「計画的諸要素」、代表民主政における「参加的諸要素」など

法治国家」とは異なることになる。 (空) じて社会の「民主化」、を志向するSPDの国家類型は (=) 「民主的社会主義」なのであって、それは (⊐) 「社会的 であるとみるから、「分配の変革」、個人の基本権における「社会的分担権・民主的参加権」の比重の高まり、

さらにカルペンが一貫して「福祉国家」という名称を特殊に「民主的社会主義」の別称として限 定 使 用

tischer Obrigkeitsstaat」として拒否されるべきものともなりうるのであって、「個々人のための自由の政治が唯 能力、自己イニシアティヴおよび民主的協力を窒息させる、新しい衣装をまとった家父長的権力国家 paternalis-ばなるまい。それは西ドイツにおいて「福祉国家」という名称に依然としてつきまとっている陰うつな影の所在 的」であり、「進歩した発展段階における社会国家」として積極・肯定的意義をもちうると同時に、「市民の給付 を物語る事例として、興味深い。すなわち、カルペンの理解にしたがえば、 「社会的法治国家」概念から「福祉国家」概念を排除している事実に含意された問題性を、第四に挙げておかね 「福祉国家」はあくまで「両面指向

一の真の〈進歩の政治〉であるという自由主義の指導理念は、十九世紀においてそうであったのと同様に今日で

庫でもなければ〈退化した福祉国家〉でもない」として、国家の社会的義務の「補助性原則 Subsidiaritätsprinzip」 も依然として真実である」と考えるカルペンにしてみれば、「すべてを平等化する福祉国家へと発展する社会国 自由な人間像に相容れない」わけである。カルペンほど露骨ではなくても、たとえば「社会国家は扶養金自由な人間像に相容れない」わけである。カルペンほど露骨ではなくても、たとえば「社会国家は扶養金

う事実は、すぐれて歴史的な一到達点として、その史的形成諸契機をドイツにおける法治国家思想の発展史のな 国家」批判の文脈で有効に機能していることが推定されるのであって、もしそうであるとすれば、「福祉国家」 「社会的法治国家」概念が、現代における保守主義の一翼としての新自由主義の実質上の思想拠点として、「福祉 を拒否し個人の自由と自己責任の原則を堅持しながらなお同時に社会的諸要素の必要性を認めざるをえないとい おいては、その実態はともあれ「福祉国家」という名称には、ネガティヴな評価が根強く付着しており、むしろ を強調するクラウス・シュテルンの場合も、事情は似かよっている。 こういう立論に、既述の「福祉国家の意識的断念」というメンガーの指摘を思いあわせるならば、西ドイツに

法的拘束を志向しつつも、 渉的対応を不可避なものにするから、 認定されかけた時、すでに資本主義経済社会に内在する矛盾の先取り的認識と実際の顕現とは、それへの国家干 させる自由主義的な法的ブルジョア・イデオロギーとして機能するが、しかもこの自律化が不可避的なものだと 絶対主義段階の後見的干渉国家たる「ポリツァイ国家」からおそまきながらも商品市場経済社会を解放し自律化 れば、その基本方向は、概略次のように設定しえないであろうか。すなわち、ドイツ法治国家思想は、第一に、 かに探索することを、要請していると思われる。その場合、法治国家思想に発生史的観点から接近を試みるとす 法治国家と「公共の福祉」 その法的に拘束された近代的国家干渉――現実には、それと「ポリツァイ国家」的干 法治国家思想は、 有効に自己を主張しようとすれば、第二に、国家干渉の

本的枠組として、一定の機能をはたし、現在に至っているのではあるまいか。 的にであれ、行政の適法性による干渉の形式的正当化をつうじてであれ、近代的国家干渉を支える政策思想の基 第二の局面においてであり、ドイツにおける法的ブルジョア・イデオロギーとしての法治国家思想は、直接明示 政策思想を、広義に、資本制経済社会に対する立法・行政面での生産関係政策的国家干渉システムを要請し根拠 渉との実質的境界はきわめて曖昧だが――の不可欠性認識をも、あわせてもたざるをえないであろう。近代社会 づける政策思想の総体ととらえるならば、法治国家思想が社会政策思想としての性質を明確に獲得するのは右の

ーの部分的模索にとどまる。 その場合、 西ドイツにおける「法治国家」の現段階は 既述のように 「実質的」なそれであるとみなされているにしても、たとえばベッケンフェルデの指摘のように、一方 で そ の(%) 本稿は、およそ以上のような基本視点のもとに試みた、ドイツ法治国家思想の形成・展開史にかんするトルソ

の法治国家思想の特質 に、ヴュルテムベルク出身の自由主義的国法学者ローベルト・フォン・モール (Robert von Mohl, 1799—1875) 形式的法治国家」の形成局面の端緒をなりとも探ることが、当面ここでの主要課題となる。この課題は、 ―別稿では検討を保留しておいた問題――に接近するためには不可欠の前提主題でもあ

し、他方で「形式性」こそが現段階で想定されている「実質性」を保証するものであるかぎりは、「自由主義的

「社会性」は法治国家的「自由」を社会構成員全員に実現することを目標とした「社会的諸前提の創出」を意味

この解釈論争に関与した諸論説は、E. Forsthoff (hrsg.), Rechtsstaatlichkeit und Sozialstaatlichkeit, Aufsätze und Essays, Darmstadt 1968 (Wege der Forschung, Bd. CXVIII) に収められている。本書の紹介をふくむ最

- 福祉国家の展開〔1〕』、東京大学出版会、一九八五年、所収、を参照。 近の労作として、 宮崎良夫「西ドイツにおける社会国家論の展開」、 東京大学社会科学研究所編『福祉国家、2、
- 2 Vgl. z. B. K. Stern, Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland, Bd. I, München 1977, S. 677
- (α) C.-F. Menger, Rechtsstaat, in: Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, Bd. 8, 1964, S. 768-772 (Abk.: Rechtsstaat], S. 769.
- 4 H. Coing, Epochen der Rechtsgeschichte in Deutschland, 2. Aufl., München 1971, S.84. 久保正幡・村上淳
- 5 (φ) C.-F. Menger, Deutsche Verfassungsgeschichte der Neuzeit, Eine Einführung in die Grundlagen, 3. Ebenda, S. 89. 前掲訳書、一二八ページ。Vgl. K. Stern, a. a. O., S. 615 本稿での訳語は、以下、必ずしも邦訳書にしたがっていない。 一訳 『近代法への歩み――ドイツ法史を中心にして――』、 東京大学出版会、一九六九年、一二三ページ。なお、
- gesetz, hrsg. v. G. Rüther, Mainz 1985, S.21, vgl. auch S.102ff.; C.-F. Menger, Verfassungsgeschichte, S. 206; K. Stern, a. a. O., S. 631

U. Karpen, Die geschichtliche Entwicklung des liberalen Rechtsstaates, Vom Vormärz bis zum Grund-

unveränderte Aufl., Heidelberg-Karlsruhe 1981 [Abk.: Verfassungsgeschichte], S. 206

7

- 8 E.-W. Böckenförde, Entstehung und Wandel des Rechtsstaatsbegriffs, in: ders., Staat, Gesellschaft, Rechtsstaatsbegriff), S. 65; vgl. a. C.-F. Menger, Verfassungsgeschichte, S. 206; K. Stern, a. a. O., S. 619. Freiheit, Studien zur Staatstheorie und zum Verfassungsrecht, Frankfurt a. M. 1976, S. 65-92 [Abk.:
- (๑) C.-F. Menger, Verfassungsgeschichte, S. 206; vgl. a. ders., Rechtsstaat, S. 770; U. Karpen, a. a. O., S. 21.
- 10 法治国家と「公共の福祉」 Vgl. C.-F. Menger, Verfassungsgeschichte, S. 206; K. Stern, a. a. O., S. 631

- 11 K. Stern, a. a. O., S. 692
- 本稿で言及される「新自由主義」は、十九世紀的旧自由主義の通念たる「国家干渉からの自由」論に対して、その
- 後の社会的貧困の「発見」、独占の形成などを契機として、個人の自由と自己責任の原則に加えて何らかの意味で
- ンに代表される今日のいわゆる「新自由主義」は念頭に置かれていない。具体的には、前世紀末の社会 的 貧 困 の の国家干渉を積極的に肯定し要請する、すぐれて歴史的形成物としての思想と運動をさしており、M・フリードマ
- よびW・チャーチル)による自由党の社会改革(Liberal Social Reforms, 1906−1914)を生み出し、その後W・ 「発見」以後、思想的にはL・T・ホブハウス、J・A・ホブソンに代表され、実践的にはロイド-ジョージ(お
- H・ベヴァリッジに継承されるイギリスにおける新自由主義(the New Liberalism)、ナチス崩壊前後以降W・オ
- lismus)が、それぞれ社会政策思想とのかかわりにおいて想起される。とりあえず前者については、毛利健三「世 ながらも国家の市場形成的秩序政策を不可欠視する西ドイツにおける新自由主義 (Neoliberalismus, Ordolibera-イケン、W・レプケ、A・ミュラー-アルマックらに代表され、人間の自律性と自由市場経済に最高価値を見出し

144

- 第三二巻第五号、一九八一年三月、安保則夫「イギリス新自由主義と社会改革——世紀転換期の社会改革論争にみ る〈自由主義の変容〉の意味――」、『経済学論究』、第三六巻第三号、一九八二年一一月、岡田与好「〈福祉国家〉 紀転換期イギリスにおける貧困観の旋回——新自由主義による〈社会的貧困〉概念の構想——」、『社会科学研究』、
- 収、を、後者については、足立正樹「新自由主義と社会問題」、『国民経済雑誌』、第一三九巻第六号、一九七九年 理念の形成」、東京大学社会科学研究所編『福祉国家、1、福祉国家の形成』、東京大学出版会、一九八四年、所 究大会叢書第Ⅱ集)、御茶の水書房、一九八一年、所収、を参照。 同「社会的法治国家構想と社会政策」、西村豁通・松井栄一編『福祉国家体制と社会政策』(社会政策学会研
- 13 C.-F. Menger, Verfassungsgeschichte, S. 205

- W.J. Mommsen (ed.), The Emergence of the Welfare State in Britain and Germany 1850-1950, London nien und Deutschland 1850-1950, Stuttgart 1982, S. 9. 1981, p.1; そのドイツ語版 W.J. Mommsen (hrsg.), Die Entstehung des Wohlfahrtsstaates in Großbritan-
- 15 15 Vgl. G.A. Ritter (hrsg.), Vom Wohlfahrtsausschuß zum Wohlfahrtsstaat, Der Staat in der modernen Industriegesellschaft, Köln 1973.
- <u>16</u> ドイツ法治国家思想はたとえば "rule of law" に還元されえない点の指摘として、vgl. E.-W. Böckenförde, a.a. O., S. 66, 85; K. Stern, a. a. O., S. 602.
- 17 Vgl. z. B.F.-L. Knemeyer, Polizei, in: Geschichtliche Grundbegriffe, Historisches Lexikon zur politisch-[Abk.: Polizei], S. 876; C.-F. Menger, Verfassungsgeschichte, S. 47. sozialen Sprache in Deutschland, hrsg. v. O. Brunner, W. Conze, R. Koselleck, Bd. 4, 1978, S. 875-897

18

一つの概観――」、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』、岩波書店、一九八二年、所収、一八七ペーシ。

L. Just, Stufen und Formen des Absolutismus, Ein Überblick, in: W. Hubatsch (hrsg.), Absolutismus,

- 145

Darmstadt 1973 (Wege der Forschung, Bd. CCCXIV), S.288—308, S.299. 「絶対主義の諸段階と諸形態-

- W. Abendroth, Zum Begriff des demokratischen und sozialen Rechtsstaates im Grundgesetz der Bundesre-
- publik Deutschland, in: E. Forsthoff (hrsg.), Rechtsstaatlichkeit und Sozialstaatlichkeit, a.a.O., S.114-144, S.119, 127, 131, 132. 以下、本稿では、引用文中の傍点は原文イタリックまたはゲシュペルト。
- U. Karpen, a.a.O., S. 19ff.
- 21 Ebenda, S. 16
- 法治国家と「公共の福祉」

Ebenda, S.23f.

法治国家と「公共の福祉」

- (없) Ebenda, S.127f., 130f.
- (4) K. Stern, a. a. O., S. 714.
- <u>25</u> この点、カトリック社会政策思想が国家の「補助性原則」の確定などをつうじて西ドイツの新自由主義に作用を及 ぼしていることについて、拙稿「西ドイツ・カトリック社会保障改革論と歴史認識」、『成城大学経済研究』、第七
- 七号、一九八二年三月、を参照。
- (%) E.-W. Böckenförde, a. a. O., S. 79, 82.
- 27 拙稿 「西南ドイツ自由主義と社会政策――ローベルト・フォン・モールの社会政策思想の初期局面――」、 激・山田高生編『社会政策の思想と歴史―― 大陽寺順一教授還曆記念論文集——』、千倉書房、一九八五年、所収。 津田眞

_

するが、この「家政学」が近代の経済学へと転身をとげるためには、「家」から「市場」への私的経済領域の拡大 綿と受け継がれてきた一学問分野であったことを明示したのは、周知のようにオットー・ブルンナーの功績に属 て、クセノフォン、アリストテレス以来十八世紀半ばに至るまで旧ヨーロッパ世界――とりわけ中欧-であり、この 「エコノーミク Ökonomik」が家における人間関係と人間活動の総体を包括する「家政学」とし る主人的支配に立脚する自由人の共同体としての従来の政治的社会から市場経済的世界の私的自律性を指標とす と「国民経済」の形成、および制度的に恒常的・自己完結的な近代国家の成立を前提条件とする。「家」におけ 近代の国民経済学の根源が特殊ヨーロッパ的なオイコス(Oikos)の学、すなわち最も広い意味での「家の学」 ――では連

る市民的経済社会へのこの転換は、近代的個人の自己確立過程にほかならず、たとえばユルゲン・ハーバーマス

tation」の定式化-準 the common measure of Vertue and Vice」としての「意見または世評の法 Law of Opinion or Repu-その後の諸法令、そしてとりわけジョン・ロック(John Locke, 1632—1704)における「美徳と悪徳の公共の基 は、十七世紀中葉の「公衆 public」という語の出現、同世紀末以降の集会や出版にかんする政府の諸布告および ――は、独立した近代人によって担われる「市民社会」の開幕を顕示する一連の象徴的事例の

集約的表現と理解されてよい。

としてのこの局面は、 になるような合理性の様式と規模とを抑圧するがゆえに非難すべきものだとされる。……すなわち、利潤機会の べきであるというよりも、要するにそれが予見不能であり、それゆえに資本主義的に機能する民間人たちの利益 い国家的干渉は、その社会学的意味からいえば、自然法によって確立された正義の原理にそむくがゆえに非難す 市民的私法体系において法典化された自由権とともに、〈自由市場〉の秩序も保護される。法律による授権のな 点、ハーバーマスにしたがえば、「法の保障によって、すなわち国家機能を一般的規範へ拘束することによって、 則の「見えざる手」への経済の自律化とその積極的認定とに結実するまでには、ロック以後なお一世紀を要した の形成-もとよりこの近代「市民社会」形成のプロセスは、経済的基礎過程における資本の本源的蓄積と「国民経済」 この同じプロセスは、 他面で、 人格的・経済的自由の法律的保障を前提とせざるをえないであろう。 ――たとえばダニエル・デフォーの世界を想起――によって条件づけられ、統治者の見える手から自然法 取引が予測可能な期待に従っておこなわれることを必要とする。」 市民的経済社会成立の 法的前提条件 もとよりイギリスに限られるものではない。絶対主義ドイツ諸領邦の場合には、ようやく

法治国家と「公共の福祉」

十八世紀後半になってからだが、「法の予測可能性」(ヴィルヘルム・エーベル)あるいは「法安定性の思想」(H・(5)

司法の整合 Justizförmigkeit である。〈合理的〉行政と〈独立の〉司法とが、組織論的な前提条件となる」とす れば、さらに「法律によって裁判官をきびしく拘束するという思想」、その結晶としての、「干渉から自由な独立 コーイング)の登場――「法律なければ刑罰なし」――があとづけられる。これはすでに「法治国家」の重要な 一前提をなす。ハーバーマスにしたがって「市民的法治国家の基準は、権限への適合 Kompetenzmäßigkeit と

を希求する市民の実際的関心にその究極的動機をもつとしても、他方の、「自然法によって確立された正義の原 しかし「法律による授権のない国家的干渉」の排除は、確かに「独立の司法権」も含めて「法の予測可能性」

の司法権」の確立によって、法治国家が事実上成立することになるであろう。

理」もまた、必要としたのであって、まさにロックは、独立小生産者の私的自由圏の拡大と自律化という基本動

けただけでなく、この「所有物の保全」目的によって自然法的に統治権を拘束した。すなわち、「ある目的を達 向にみあって、周知のように、「生命、自由、および資産」としての「所有物の保全 Preservation of Property」 「市民社会」および政府すなわち統治権の形成の目的を見出し、所有権を自然法と理法の名において基礎づ

された恒常的な法と、公知の授権された裁判官とによらなければならない。」この意味において、 国家活動を一いい、いいい 反された場合にはいつでも、信託は必然的に剝奪されなければならず」、しかも最高権力としての立法権は「公布 成するために信託された一切の権力は、その目的によって制限されており、もしその目的が明らかに無視され違 般的・普遍的な法規範へ拘束することによって、ブルジョア的個人の自由圏を無原則的国家干渉から確保すると いら自由主義的法治国家の思想は、「法の支配 the rule of law」として、確かにロックによって近代的基礎が据

のなかでの産物としては、ロックの世界から大きくはみ出す部分をもつであろう。 う次元だけでは包摂されえぬものであったし、逆に法治国家思想もまた、ドイツにおける国制史および国家論史 えられたといってよい。しかし同時に、右のようなロックの自然法的所有権保全論は明らかに「法の支配」とい

- (一) Vgl. O. Brunner, Das "ganze Haus" und die alteuropäische "Ökonomik", in: ders., Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte, 2., vermehrte Aufl., Göttingen 1968, S.103—127.「〈全や家〉 心田m~ ロ >
- Vgl. J. Habermas, Strukturwandel der Öffentlichkeit-Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, Neuwied-Berlin 1962, 2. durchgesehene Aufl., 1965. 細谷貞雄訳『公共性の構造転換』 パの〈家政学〉」、石井紫郎他訳『ヨーロッパ――その歴史と精神』、岩波書店、一九七四年、所収。
- 4 J. Habermas, a.a.O., S.92. 前掲訳書、一一〇一一一一ページ。

(∞) J. Locke, An Essay Concerning Human Understanding, ed. by P.H. Nidditch, Oxford 1975, pp. 352—356

-149

未来社、一九七三年。

(Book II, Ch. XXVIII, §7-11).

- 5 W. Ebel, Geschichte der Gesetzgebung in Deutschland, Göttingen 1958 (Göttinger Rechtswissenschaftliche Studien, Bd.24), S.78. 西川洋一訳『ドイッ立法史』、東京大学出版会、一九八五年、一三七ページ。
- 6 H. Coing, a.a.O., S.80. 前掲訳書、一一六ページ。

(7) J. Habermas, a.a.O., S.92f. 前掲訳書、一一一ページ。

- 8 H. Coing, a.a.O., S.80. 前掲訳書、一一六ページ。
- (9) W. Ebel, a. a. O., S. 79. 前掲訳書、一三七ページ。

法治国家と「公共の福祉」

法治国家と「公共の福祉」

- 10 J. Locke, Two Treatises of Government, ed. by P. Laslett, Cambridge 1960, pp. 368—369. 鵜飼信成訳『市 民政府論』、岩波文庫、一九六八年、一二七—一二八ページ。
- (11) Ibid., p. 385. 前掲訳書、一五一ページ。

Ibid., p. 376.

前掲訳書、一三九ページ。

3

リヒ二世(大王)の〈啓蒙プロイセン〉もまた法治国家的とみなされらる。」――このカルペンの定式化から受け る一見奇異な印象は、そこにいう「権力行使の抑制」という「目標」を一体誰が設定し誰が達成するかを不問に 自由主義的法治国家がいたるところで民主政の形態で実現されているのを目にするにしても、たとえばフリード 付していることに由来するにちがいない。そしてイギリスにおいてはつとにほとんど自明の、ほかならぬこの主 成されるだけということならば、あらゆる政治的形態——民主政、君主政、寡頭政——と結合しうる。今日では 「自由を保障する法治国家は、個人の自由の確保を目的として権力行使を抑制するというその本来の目標が達

opinion publique」が、"Öffentliche Meinung" という語形で、はじめてドイツ西部に市民権を得るようになっ

ついてであったし、フランス重農主義者たちによって公共性における批判的討論として含意されて い た 「公 論

九年)における老フリードリヒ大王の大権裁定 Machtspruch が批判され、その後、撤回されるに至った時点に

世論というべきものが存在することが明らかになった」と述べえたのは、いわゆるアーノルト訴訟事件(一七七(②) 体の問題が、ドイツにおいては決して自明のことではなかった。コーイングが「ここではじめて、プロイセンに 近代国家の形成-

──恒常的行政と常備軍──と相関的に進展する過程が原理的には全コーロッパ的規模で存在し

るいは啓蒙運動をそのような名称のもとに受けいれた」と言いかえてよい。 矛盾にみちた事態は、「イギリスやフランスはいわば啓蒙思想を即自的に生きたのであり、ドイツは啓蒙思想あ 得ないうちに、市民的公共性の理念が……〔カントによって——引用者〕理論的に完熟した形態を得た」という 宗教批判の形で力説したのは、一七八四年のことである。「ドイツ語圏内では、公論という概念がまだ市民権を seiner eigenen Vernunft」の自由、すなわち人が職掌上ではなく「全公共体の一員」として、「本来の意味での 公衆一般に向かって an ein Publikum im eigentlichen Verstande」「論議する räsonnieren」自由の必要性を、 たことをハーバーマスが確認した時期は、一七九〇年代初期である。ケーニヒスベ ル ク の イマヌエル・カント(3) (Immanuel Kant, 1724—1804) が、周知の「啓蒙」論において、「理性の公的使用 der öffentliche Gebrauch

族)原理とのいわゆる二元主義的構造のなかで――君主の広範な立法権行使と表裏一体をなして生きつづけただ 立を条件づけた領邦君主の内務行政が、「良きポリツァイ gute Polizey」として、——君主政原理と身分制 十七世紀後半になってから、しかも領邦レベルで、 形成され、 領邦高権 Landeshoheit としての近代国家の成 たと考えられるのであって、ただ問題になるのは、ドイツにおいてはこの近代国家は本格的には三十年戦争後の けでなく、この「ポリツァイ」は、一面で、十七世紀のプーフェンドルフ(Samuel Pufendorf, 1632—1694)や とくに「これまでたいてい実務から抽き出され聖書の定めるところを基準にしてきたドイツの行政理論のなかに トマージウス (Christian Thomasius, 1655—1728) に由来するドイツ近世自然法思想をも取りこむことによって、

法治国家と「公共の福祉」

法治国家と「公共の福祉.

特殊にドイツ的な国家論の一契機たる行政学 Polizeiwissenschaft の体系とローレンツ・フォン・ シュ タイン 啓蒙思想を持ちこんだ最初の人物」と評されるクリスティアン・ヴォルフ (Christian Wolff, 1679—1754) 以降、 (Lorenz von Stein, 1815—1890) にまで及ぶその系譜とを生み出すとともに、他面では、私的生活領域のすみ

ずみにまではりめぐらされた後見的保護と統制の命令システム(各種のポリツァイ条例 Polizeiordnungen やラ ント条例 Landesordnungen)によって「市民的公共性」の自生的成長を抑圧することになったことである。(含) イツにおける「ポリツァイ」概念の史的変遷を網羅的に展望したクネーマイアーにしたがえば、ギリシア語

らすぐれて官庁用語として、十八世紀に至るまで、「公共体 Gemeinwesen の良き秩序の状態」、およびこの状態 れた「ポリツァイ Pollicey, Pollicei, Policey, Policei, Pollizey, Pollizei, Polluzey, Polizei」という語は、当初か πoλιτεια およびそのラテン語 politia に発してブルグントを経て十五世紀にドイツのライヒと諸身分とに受容さ

世紀の Polizeiwissenschaft はこの「良き秩序」の内容を取り扱い、国家目的、国家活動の中身と方法をさまざ まに論じたのであって、ドイツにおいても近世自然法思想が国家形成の論理と国家目的論とを提供したかぎりで 「ポリツァイ」は領邦高権の「内務行政 innere Verwaltung」と等置された。したがって十七・八

て登場する領邦君主の「ポリツァイ法 Polizeigesetz」)を意味し、「良き秩序」は危険の防止と福祉の増進とを包

の「樹立と維持のための法規」すなわち「公権によって設けられた義務規則」(等族に代わって秩序規制者とし

--- 152 ---

menheit」 に求めたヴォルフは、 一面で個人の平等、 自由、安全にかかわる各種の「生来的権利

Polizeiwissenschaft は自然法思想との接点をもつ。 自然法の最高原理を人間個々人の 「完全性 Vollkom-

Rechte」 を主張し、 諸個人の社会契約によって国家形成を根拠づけ、 その国家の目的を「公共の福祉 gemeine

Wohlfahrt」と「公共の安全 gemeine Sicherheit」に見出し、人民の積極的抵抗権をさえ承認したが、他面で、

ていつも君主が一方的に制定するものであったし、君主はそれを廃することもできたのである。」 ほかならず、啓蒙絶対主義を通じて十九世紀初頭に至るまでドイツ諸邦では、原則として、「法律は、依然とし として君主を拘束するが、君主は臣民の行為を規制する完全な権力をもつとされる。エーベルが追跡・総括した の福祉 the good of the People」を国家の唯一の目的と言明したロックの場合とは決定的に異なって、ドイツで(3) ての自然法思想(後述)——をも、はたすことになる。同じく「公共の福祉 the publick good」あるいは 「人民 るからなのであって、その国家目的論は、「ポリツァイ」を通じて公共の福祉と安全の達成を志向する領邦高権 祉」目的を実践する後見的ポリツァイ国家としての権力的性格と並んで、市民の自然的自由と権利を許容しうる 自体が、よりやく十八世紀に生まれるまでには、ドイツ立法史上、さまざまの経路と時間とを要したが、この帰 ように、従来の慣習的諸法に代わって、「法は原則的に立法の所産であり、立法権は君主に属するという観念」(エト) は国家はすなわち領邦君主であり、トマージウスやヴォルフの場合には、「公共の福祉」の理念は君主の義務倫理 とその実定法とを自然法の名において是認・補強する機能——啓蒙絶対主義期の法典編纂における基本理念とし 「完全性」の希求は最初から個人の義務なのであり、生来的諸権利が奪われえないのもそれらが個人の義務であ それにもかかわらず、自然法思想が絶対君主政に融合することによって、ドイツ啓蒙絶対主義は、 国家すなわち君主の意思にもとづく法命令が臣民に対して拘束力ある制定法 Gesetz であるということに

--- 153 ---

半面をも有したのであって、事実上啓蒙絶対君主みずからが において--法律による国家権力の自己拘束の原理の確立を志向したといってよい。十八世紀のほとんど全部を ――全住民に対する最終的指導権を留保するかぎり

法治国家と「公共の福祉_

Landrecht für die preußischen Staaten は、周知のように、「伝統と革新との並存」(R・コゼレック)あるい(ミロ) 費して断続的に行なわれた一大法典編纂事業の結集点たる一七九四年のプロイセン一般 ラン ト 法 Allgemeines

は「啓蒙的な理論と時代遅れの実際との間の矛盾」(F・ハルトゥング)のかたまりであり、一方では社会契約論(3) 権の訴求可能性)、法律の前における平等と裁判所の独立、 両性の平等、 宗教と良心の自由、 と一連の基本権――「人格と所有権の保護(具体的には財産収用にさいしての国家の補償義務、国庫に対する債

理性の涵養および

方でその具体的規定においては、農民身分、市民身分、貴族身分という三つの基本身分と多数の小規模な諸団体 成文化することにより、この国家が自由主義的基本権を保障するものと期待されていた」ものでありながら、他 自己の幸福促進の権利」――の確定とに立脚し、「君主ならびに行政の、基本権への或る種の自己拘束を憲法に

とから成る既存の身分制社会構成をそのまま追認し、「啓蒙主義的基本構想から決定的にはずれていた。」こ の

— 154 —

「矛盾」のうちの前者は、立法権が君主に属するという条件つきで、まぎれもなく法治国家思想の表明である。

市民の政治的・精神的「未成年状態 Unmündigkeit」がつづくかぎりは、この並存は国家権力すなわち領邦君主 さらにそれが既存の身分制的社会秩序の是認と並存し、しかも、カントの「啓蒙」規定における反措定としての

紀に成立し今世紀初頭に至るまでドイツ国制を特殊に表現しつづけた立憲君主政 die konstitutionelle Monarchie

の最終的指導のもとでのみ可能となる。この点に、したがって啓蒙絶対主義との歴史的連続性において、十九世

に加わった自然法論者カール・ゴットリープ・スヴァーレツ (Carl Gottlieb Svarez, 1746—1798) ——によって −プロイセン三級選挙法が第一次大戦まで存続したことも想起──の根源を、読みとることができると思われ 法治国家思想が絶対主義のなかから、絶対君主とその高級官僚 ――たとえばプロイセン一般ラント法の編纂

分出せしめられたことは、「君主政から国民主権への、一連の妥協にもとづく継続的な移行を可能ならしめた」(※) 立憲君主政そのものの前提をなし、法治国家思想のドイツ的固有性は、この史的連続性のなかでこそ、あぶり出

U. Karpen, a.a.O., S.22

されてくるであろう。

- 2 H. Coing, a.a.O., S.86. 前掲訳書、一二五ページ。

(3) J. Habermas, a.a.O., S.115. 前掲訳書、一四二ページ。

(4) I. Kant, Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung? (1784), in: Immanuel Kants Kleinere Schriften zur Logik und Metaphysik, hrsg. v. K. Vorländer, 2. Abteilung (Philosophische Bibliothek, Bd. 46b), 2. - 155 —

Aufl., Leipzig 1905, S. 133-143 [Abk.: Aufklärung], S. 137. 篠田英雄訳『啓蒙とは何か 他四篇』、岩波文

(5) J. Habermas, a.a.O., S.117. 前掲訳書、一四三ページ。

庫、一九七四年、一〇—一一ページ。

- (6) 木崎喜代治「啓蒙思想」、田村秀夫・田中浩編『社会思想事典』、中央大学出版部、一九八二年、六五ペーシ。
- (7) Vgl. J. Habermas, a.a.O., S.24ff. (I, § 3.) 前掲訳書、二六ページ以下。なお、ここにいう「近代国家」の成立 く。この点、たとえば、吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』、木鐸社、一九七九年、を参照 は、時代的にはもとより中世末期から近世にかけての時期に属するが、本稿ではこの慣用的表現にしたが って お
- (8) この点については、オットー・ヒンツェ Otto Hintze の諸業績、とくに、成瀬治訳『身分制議会の起源と発展』、 創文社、一九七五年、および同書の訳者解説、を参照。
- 9 法治国家と「公共の福祉」 F. Hartung, Der aufgeklärte Absolutismus, in: ders., Staatsbildende Kräfte der Neuzeit, Gesammelte

法治国家と「公共の福祉」

Aufsätze, Berlin, 1961, S. 149—177, S. 157. 「啓蒙絶対主義」、前掲訳書『伝統社会と近代国家』、所収、三四六ペ

10 Vgl. W. Ebel, a.a.O., S.60 ff. 前掲訳書、一〇三ページ以下。

(二) Vgl. F.-L. Knemeyer, Polizei, S. 875, 877 ff.; ders., Polizeibegriffe in Gesetzen des 15. bis 18. Jahrhun-

öffentlichen Rechts, Bd. 92, Tübingen 1967, S.153-180 (Abk.: Polizeibegriffe), insb. S.155-163. derts, Kritische Bemerkungen zur Literatur über die Entwicklung des Polizeibegriffs, in: Archiv des

12 Vgl. F. Loos u. H.-L. Schreiber, Recht, Gerechtigkeit, in: Geschichtliche Grundbegriffe, a.a.O., Bd. 5,

Stuttgart 1984, S. 231-311, S. 271 ff.; W. Conze, Sicherheit, Schutz, in: ebd., S. 831-862, S. 846 f.

J. Locke, Two Treatises of Government, op. cit., pp.371, 375, 381. 前掲訳書、一三二、一三七、一四六ペー

13

<u>15</u> W. Ebel, a.a.O., S.63. 前掲訳書、一〇八ページ。 〇三一一〇四ページ。

(4) Vgl. F. Hartung, a. a. O., S. 157 f. 前掲訳書、三四六-三四七ページ; H. Coing, a. a. O., S. 71. 前掲訳書、一

--- 156

<u>16</u>

H. Coing, a.a.O., S.85. 前掲訳書、| 二||ニページ。

<u>17</u> とりわけ石部雅亮『啓蒙的絶対主義の法構造 ―― プロイセン一般ラント法の成立――』、有斐閣、一九六九年、を

18 R. Koselleck, Staat und Gesellschaft in Preußen 1815-1848, in: H.-U. Wehler (hrsg.), Moderne deutsche Sozialgeschichte, Köln-Berlin 1966, S. 55-84, S. 58. 「プロイセンにおける国家と社会 一八一五年—一八四八

年」、前掲訳書『伝統社会と近代国家』、所収、四三九ページ。

- (19) F. Hartung, a. a. O., S. 163. 前掲訳書、三五三ページ。
- (2) R. Koselleck, a.a.O., S.56ff. 前掲訳書、四三六ページ以下。
- (21) I. Kant, a.a.O., S.135. 前掲訳書、七ページ。
- 22 スヴァーレッをはじめとする法典編纂者の思想については、石部、 前掲書、とくに第七章、を参照。
- 23 E.-W. Böckenförde, Der deutsche Typ der konstitutionellen Monarchie im 19. Jahrhundert, in: ders., Staat, Gesellschaft, Freiheit, a.a.O., S.112—145 [Abk.: Konstitutionelle Monarchie], S.130. 「|九世紀ド

イツ立憲君主政の国制類型」、前掲訳書『伝統社会と近代国家』、所収、五〇七ページ。

四

保存手段と位置づけたから(ホッブズからロックへ、そして部分的にはルソーも)、ブルジョア革命を経て独立小 権とそれにもとづく国家形成論理としての社会契約論とによって、国家権力をブルジョア的個人たる市民の自己 とのうちに、見出されると思われる。あえて類型的対比を行なえば、西欧諸国では近代自然法思想は人間の自然とのうちに、見出されると思われる。あえて類型的対比を行なえば、西欧諸国では近代自然法思想は人間の自然 蒙君主による先取りとにはばまれて、絶対主義国家ときびしく対決する政治的機能をついにはたしえなかったこ 然法思想の方は、領邦国家の宗派的一体性と、義務倫理をもった君主の理想像およびのちには西欧的諸成果の啓 ァヴェッリと国家理性論が――無神論として――個人道徳的観点から非難されつづけたこと、またドイツ近世自 社会思想史的意味は、たとえばハンス・マイアーが注目したように、ドイツでは十八世紀末葉に至るまで、 ドイツでは立憲君主政を介して、君主政から国民主権への「継続的な移行」がはたされえたという事態のもつ

法治国家と「公共の福祉」

に活路を求めることになるのであって、この「市民的自由」は等族の保守志向と市民の上昇意思とに利用される(ミ) れるように「政治的自由」(「国家への参加」)を意識的に断念して「市民的自由」(国家からの「留保の自由」) 思想はそのような近代的な意味での政治的機能をはたしえないまま、プロイセン一般ラント法の基本構想にみら がそのものとして主張されなければならない必然性もまた、消滅してしまったのに対して、ドイツでは、自然法 ことはあっても、 の意味で市民層が国家の中に溶けこんでしまうにつれて、自然法思想も背後に退き、自由主義的法治国家の思想 生産者個人の自由圏の法的保障が市場経済の自律化の進展に裏づけられて実体化されてゆくにつれて、そしてそ 他方に近代国家が無傷のままますます自己を客観化してゆくかぎりは、 市民的社会と国家との

鋭的な形で生み出すとともに、国家そのものは「純粋理性」(カント)や「絶対精神」(ヘーゲル)の次元で、 いわば急進的にとらえられることになるであろう。 の後十八世紀末から十九世紀初頭にかけて国家干渉からの「留保の自由」としての自由主義的法治国家思想を先 近代国家のこの自己客観化過程の、ドイツにおける領邦レベルでの多様な、行政および司法システムの整備に

対立を帰結するほかはないことになる。そして私的市場経済の自律化の遅延と絶対主義的後見システムとは、そ

158

かかわる展開は、もとよりそれ自体が絶対主義研究における一大テーマをなすが、十九世紀初頭の自由主義的法

るのは、領邦君主と等族勢力との久しい闘争の帰結として、「官吏身分 Beamtenstand」がドイツ諸領邦で貴族的 治国家思想の本格的展開および立憲君主政の成立に連結する右の「市民的自由」の形成主体にかんして留意され 並びに市民的な諸勢力によって形成されたことである。フィーアハウスにしたがえば、十八世紀後半ドイツでは、 「貴族と教養市民層との相当な部分が、実質的にも理念的にも、行政勤務をつうじて国家へと結びつけられた」

に強調され、一般ラント法を理念的に継受した十九世紀初頭のプロイセン改革――「君主政的統治における民主 たように、「歴史的国家」としてのプロイセンと、その歴史において官僚制がはたした「指導的役割」とがつね(4) して「社会的王制」を構想したローレンツ・フォン・シュタインの場合には、ディルク・ブラージウスが指摘し 憲主義を担った市民的自由主義の拠点ともなったのに対して、たとえばのちに革命フランスに対抗する選択肢と ーゲルとフリードリヒ・リストとローベルト・フォン・モールの故国として、身分制的陋隘の温床とも、 識を涵養された」、貴族・将校・教養市民からなる官僚層が形成されたタイプとの、二類型が存在した。前者はへ のように、出自の同質性と密接な血縁関係とをもつ「純粋に市民的な官吏身分」が形成されたタイプと、プロイ センのように、きびしい訓練によって「地域的・身分的な差異をこえ、君主個人をもこえて〈国家〉に仕える意 のであって、しかも「官吏身分」の形成類型としては、君主に反抗的な等族勢力が根強かったヴュルテムベルク 初期立

う独立して存在しうるという思想の相対的独自性問題を考慮したうえで――、まず第一に、十九世紀前半にドイ ポリツァイ国家から自由主義的法治国家への移行もまた、なしくずし的・漸進的に進行したことが推定されえよ る解放の所産であった」――「君主政は、自己を拘束する法律的秩序にみずから服した」――とすれば、後見的 連続性」のなかで、「啓蒙絶対主義がみずから開始した内在的発展」の帰結として、「君主自身の統治と君主によ 試み」と批判したものと同一のもの――への「内面的結合」がL・v・シュタインを支配しつづける。(6) 的諸原理」(ハルデンベルク)、のちにマルクスが「俗物国家をそれ自身の基礎の上で止揚しようとして失敗した(5) ドイツにおける絶対君主政から立憲君主政への移行が、ベッケンフェルデの強調するように「君主政的支配の しかしこれは大筋の基本線ではあるとしても――また、法治国家思想は法治国家的な制度的実体からいちお

法治国家と「公共の福祉_

る民主 159 -

家」概念は「ポリツァイ国家」概念同様にそれ自体として即自的に有意味に定義されうるものではないから、た 明白な規定がある場合にのみ許されるという意味で、行政が法律に拘束される(いわゆる法律の留保)、さらに、 に現実制度的に具体化され実体化されたかが、あとづけられねばならない。しかもそのあとでも第二に、「法治国 コントロールされる」、という一連の自由権的要請——が、後見的ポリツァイの伝統のなかで、その後どのよう(8) 行政がこの限界を本当に尊重しているかどうかという問題は、市民の訴えに応じ独立の裁判所によって事後的に ツの自由主義の政治的要求となった法治国家の理念――コーイングにならえば、「まず市民の基本権が憲法によ って確立される(形を変えた社会契約思想!)、 次いで、 市民の基本権に干渉するすべての行政措置は法律上に

いた二大要因――保安・秩序目的あるいは法目的と、「公共の福祉」目的――のうち、後者が国家目的から脱落 「ポリツァイ国家」において伝統的に国家目的を構成して 的・実質的法治国家」へ、という二段階の推転と、両段階を連結する「自由主義的・形式的法治国家」の成立局 とえば一方では「ポリツァイ国家」から「法治国家」へ、他方では「自由主義的・形式的法治国家」から「社会

160

面とにかんする概念整序を必要とするであろう。

その場合、さしあたって第一の推転にかんしては、

う厳密には国家目的概念そのものの希薄化と法形式の全面優位化とを**、**帰結するであろう。これは第二の推転の 権の保護に自由主義的に純粋化されてゆくという他方の契機と相補的に、国家目的の形式化を、あるいはいっそ 主義国家の行政的干渉体系全体の有力な一般的根拠をなしていたこの実質的福祉目的の脱落は、保安目的が基本 福祉目的は、それ自体として国家目的を実質・具体的に表現・規定していたに相違なく、そのかぎりでは、 ・退場して前者のみが残って純粋化されるに至った時点が、注目にあたいしよう。しかし同時に、伝来の後見的

- 前提すなわち「自由主義的・形式的法治国家」の創出局面にほかならない。
- (н) Vgl. H. Maier, Ältere deutsche Staatslehre und westliche politische Tradition, Tübingen 1966 書『伝統社会と近代国家』、所収、一五二−一六○ページ。 und Staat in Geschichte und Gegenwart, Heft 321), S.9—17.「旧ドイツ国家論と西欧の政治的伝統」、前掲訳
- (2) との二つの「自由」の類型化は、ハンス・マイアーによる。Vgl. ebenda, S.15 f. 前掲訳書、一五八―一五九ペー ジ。あわせて、石部、前掲書、一一一ページ以下、も参照。
- 3 Vgl. R. Vierhaus, Ständewesen und Staatsverwaltung in Deutschland im späten 18. Jahrhundert, in: R.
- (4) Vgl. D. Blasius, Lorenz von Stein und Preußen, in: Historische Zeitschrift, Bd. 212, München 1971, S. genheit, Festgabe für Kurt von Raumer zum 15. Dezember 1965, Münster 1966, S. 337-360, S. 355-359 Vierhaus u. M. Botzenhart (hrsg.), Dauer und Wandel der Geschichte, Aspekte europäischer Vergan-「一八世紀後期のドイツにおける身分制と国内行政」、前掲訳書『伝統社会と近代国家』、所収、三九二―三九六ペ

161 —

- (5) Zitiert: ebenda, S. 357. 339—362, S. 343, 346, 355 ff.
- 6 K. Marx an A. Ruge, Köln, im Mai 1843 (K. Marx, Briefe aus den "Deutsch-Französischen Jahrbüchern", 1961, S. 338--343, S. 342. 大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス – エンゲルス全集』、第一巻、大月書店、一九五九 in: K. Marx, F. Engels, Werke, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Bd. 1, Berlin 年、三七九ページ。
- (~) E.-W. Böckenförde, Konstitutionelle Monarchie, S.116. 前掲訳書、四九二ページ。

法治国家と「公共の福祉」

法治国家と「公共の福祉」

(8) H. Coing, a.a.O., S.97. 前掲訳書、一三九ページ。

五

に「ポリツァイ」の語義と管轄権限とをめぐる実定法規上のレベルでの変化と、第二に国家目的の規定の仕方に 「ポリツァイ国家」から「法治国家」への推転と「自由主義的・形式的法治国家」の成立にかんしては、第一

かかわる、十九世紀前半の「初期自由主義」における法治国家思想の成立次元とを、区別しておく必要があると

;

し、これらが無秩序を除去するための諸要件として一般的 「ポリツァイ事項 Polizeisachen」を構成することに(2) るために領邦君主が規定した「ポリツァイ法」は、臣民に対して、奢侈の禁止や道徳的行為規範から度量衡に至 るまでの日常的行動を細目にわたって規制するとともに、婚姻、売買、相続、労働関係などの私法領域をも拘束 まず前者にかんして、クネーマイアーによる概観を整理しなおせば、⊖「公共体の良き秩序」を樹立し維持す(1)

構成員が「ポリツァイ」と呼称されるようになり、伝統的な一般的内務行政任務としての実質的「ポリツァイ」 セン一般ラント法第二部第一七章第一〇条は、「ポリツァイの職務」を保安ないし危険防止と規定しつつ、他方 概念と並んで、ここに制度的・直接的「ポリツァイ」概念が並立するに至る。その結果、一方でたとえばプロイ

るようになる。⇔十八世紀を通じて、各地で保安任務に限定された特別の官庁が設立され、この特定官庁とその(③)

から外政、財政、軍政が区分され、さらに「ポリツァイ事項」と「司法事項 Justizsachen」との区別が論じられ

よって、まず初期の実質的「ポリツァイ」概念が形成された。その間、十七・八世紀を通じて、「ポリツァイ」

論争テーマともなったが、福祉目的の除去と保安目的への実質的限定が徐々に進行し、一般には一八八二年六月 され、伝来の全般的・外延的「ポリツァイ」任務の存続を明示することになる。曰このような実定法上の「ポリ Gemeinwohl」 のための消極・積極両様の配慮に、すなわち危険防止のみならず一般福祉の増進にも、在すると ツァイ」概念における二重構造は十九世紀を通じて認められる現象であり、その後の行政法学上の長期にわたる 一四日のプロイセン上級行政裁判所の「クロイツベルク判決」および一九三一年六月一日のプロイセン「警察行の日のプロイセン」

たるところで優勢であるほどまでに堕落・繁殖した国家をさす」ものとして、人口に膾炙するようになったこと(タ) イ Wohlfahrtspolizei」に対する非難の意味をもって、「ポリツァイの運用が……市民のあらゆる行動に干渉しい ァイ国家 Polizeistaat」という用語は、三月革命前後に、「高等・秘密ポリツァイ」および「後見的福祉ポリツァ 注目にあたいする。これに対して、「法治国家」という用語に市民権をえさしめ、それに国法学的輪郭を与

行政諸領域で保安・秩序任務と福祉任務とが相互に混淆しており、こういう事態を背景として、とくに「ポリツ 政法」第一四条一項の規定が、この進行過程終結の目安とされている。十九世紀中葉においてはまだほとんどの

えたものは、十九世紀初めの西南ドイツを中心とする自由主義および立憲主義の思想と運動である。

von Humboldt, 1767—1835)、フィヒテ(Johann Gottlieb Fichte, 1762—1814)などを先行者とし、ヴェルッカ た啓蒙絶対主義の法理念に遡及しうるが、世紀転換期にカント、ヴィルヘルム・フォン・フンボルト(Wilhelm 束し、「市民的自由」(「政治的自由」ではない) の確保を志向したかぎりでは、 近世自然法思想とそれを受容し 法治国家思想自体は、既述のように、それが国家すなわち領邦高権たる君主の権力行使を法律によって極力拘

法治国家と「公共の福祉

しての市民の自律性認識と理性法的国家観、およびそれらにもとづく後見的「ポリツァイ国家」の拒否に求めら モールなどによって「法治国家」という名称を用いて明示的に展開された法治国家論の固有性は、近代的個人と (Carl Theodor Welcker, 1790—1869)、アンティーン (Johann Christoph von Aretin, 1773—1824) そして

カントの歴史哲学における論理構造、すなわち、「自然は、人間に理性とこれにもとづく意思の自由とを与えた」

れると思われる。

ことによって、人間の「一切の素質の開展」という「自然の意図」が達成される、――あるいは、「虚栄心」、「所有

lige Geselligkeit」こそが、「社会の合法的秩序を設定する原因となる」、 そしてこのまわり道こそが 「賢明な創 欲」などによる「敵対関係 Antagonismus」すなわち「人間の自然的素質としての非社交的社交性 die ungesel-

的に運動させておく」ものにほかならないという、アダム・スミスの『道徳感情論』における一節を 想 起 さ せ Freiheit」 の拡大とパラレルにとらえられ、後者は「公民が各自に任意な仕方で――といっても他人の自由と両 て、きわめて興味深い。しかしカントの場合には、確かに一面では「啓蒙」の進展は「公民的自由 bürgerliche

nation」をかきたて、「この〔「自然」による——引用者〕あざむき deception こそが、人類の勤労を喚起し継続 造者の意匠」であり「自然の狙い」であった、という論理手順は、「富と地位の快楽」は人間の「想像力 imagi-

立する仕方でなければならないが――自分の福祉を求める」ことを通じて国民全体の経済的繁栄を生み出すにい

然の意図」論自体は、自律した私的経済社会の方向に直接収斂するのではなく、むしろその前段階たる国家主権 の形成論理として機能している。すなわち、「公民的社会 eine bürgerliche Gesellschaft」——「外的な法律に保 たること――「啓蒙」がもたらす「大きな善 ein grosses Gut」の経済的側面――が前望されているが、右の「自

Kontrakt」(「社会契約」)にもとづくのであって、その法的状態の根拠をなすものは、「人間としての自由」、「臣(ほ) 民としての平等」、「公民 Bürger としての独立」——「立法において投票権をもつ人」 としての 「公 民」 は、 れる。この「公民的社会」の形成は、「理性の純粋な理念」としての国民の「原本的契約 ein ursprünglicher 護されている自由が、反抗を許さぬ権力と、およそ可能なかぎり最大の程度に結びついているような社会」――・ の形成が、人間の「一切の素質の開展」の前提条件であり、「自然が人類に課した最高の課題」であるとみなさ 「citoyen すなわち国家市民 Staatsbürger であって、都市市民すなわち bourgeois ではない」——という三つ

ろの国家権力は不可抗的 unwiderstehlich (irresistibel)」なのであって、国家組織のなかでは強制法への「服従」 してただ一人の者でなければならず、理性原理としての「原本的契約」においては、「法に効力を付与するとこ すること」にあるから、「国民の共同意思」を体現する立法者たる国家主権者は「人格化された法そのもの」と 利」、すなわち「他人の自由が自分の自由と、 普遍的法則に従って共存しうるという条件に、各人の自由を制限 の「ア・プリオリな原理」である。しかし「公民的社会」形成の目的は、「公的強制法の支配下にある人間の権(15) が不可欠であり(国民の「抵抗」権の否定)、 同時に、 この「強制の合理性」を理性によって確信する ため に 「自由の精神」とりわけ「言論の自由 Freiheit der Feder」もまた不可欠なのである。 このようなカントの理性法的国家論は、「自分の理性をあらゆる点で公的に使用する自由」を享受する「公民」

das Prinzip der Glückseligkeit」とは峻別された「権利の原理 das Prinzip des Rechts」)を措定し、一方では、 リヒ大王への敬意を表しつつも、いわばかれを透して理性原理上の国家主権 (経験的 ・ 実際的な 「幸福の原理 が「立法にかんしても」「公衆一般」に向かって論議する世界を前提としているのであって、カントはフリード

法治国家と「公共の福祉」

165 —

票権」者)と結びつけることによって、原理上は立法者としての「公民」をさえ、展望しているといってよい。(8) がいない」と述べ、「立法の概念」を「なんらかの所有物」に裏づけられた「独立性」を指標とする「公民」(「投 カントの国家論は――「啓蒙」のすぐれて実践的な意図を背後に蔵しつつも――あくまで純粋理念としての理性 せざるをえない関心とは、次第に昂じて王座にも達し、やがては国家統治の根本諸原理にすら影響を与えるにち 他方では、「この啓蒙と、およびこの啓蒙された人が……[啓蒙のもたらす経済的・精神的――引用者]善に寄 人たち Vormünder」のしわざであり、そのような「家長的政府 väterliche Regierung」——事実上の「ポリッ ァイ国家」――は「およそ考えられうる限りの最大の専制政 Despotismus である」と厳しく批判するとともに、(st) 「啓蒙」すなわち理性的価値の自己認識をはばみ大多数の人々を「未成年状態」におしとどめているのは「後見

原理のレベルに閉じられているが、その「啓蒙」的人間観と、「ポリツァイ国家」の「幸福主義 Eudämonismus」 家生活においては法は福祉に優越する』こと――をさらに押し進め、両者にしたがえば「立憲政国 法 の 体 系』 している)国家学者全員」の了解事項——「国家の主目的」は「法の支配 Herrschaft des Rechts」であり、「国 バイエルンのアレティーンとバーデンのロテック (Carl von Rotteck, 1775—1840) は、「近時の(正しく思考 かんするものであれ所有にかんするものであれ――の行使にさいして、かれらは他人の干渉によって妨害されな フンボルトにとって、「国家における市民」たる要件は、「かれらに帰属する諸権利――それがかれらの人格に 的後見性への批判の観点とは、十九世紀前半の自由主義・立憲主義の基層をなし、たとえばすでに一七九二年の の自由な活動を保障する保安任務——「安全 Sicherheit」——に限定されるべきものであったし、さらにその後の い」ことであったから、「法の実際の侵犯」の阻止だけが国家の存立を正当化するものであり、国家目的は個人

166

や啓蒙ポリツァイ Aufklärungspolizei)と呼ばれているものは、国家市民の自由への公然たる干渉」にほかなら と秩序とを司るポリツァイ」しか存在しえず、「福祉ポリツァイ (特殊には幸福ポリツァイ Beglückungspolizei

「法の支配の原理 das Prinzip der Rechtsherrschaft の首尾一貫した徹底」――のもとでは、「国内の安全

なかった。

的「福祉国家」としての「ポリツァイ国家」の対極に位置するものとして、自由主義的法治国家思想と呼んでよ このように国家干渉から個人の私的自由圏を守り、国家活動を保安任務に法的に限定する思想は、 しかし第一に、「ポリツァイ国家」を批判したからといって現実の国家の広範な公共的福祉行政活動が全く 確かに後見

を支配した、身分制社会から近代産業社会への社会史的変動にともなう「解放危機 Emanzipationskrise」と工業

---- 167 ---

むしろ国家活動全般にわたって新たな任務諸領域を生ぜしめさえするであろうし、また、この国

無意味になったわけでもなく、ナポレオンの侵入とその後の政治的・社会的動乱、総じて十九世紀前半のドイツ

家干渉諸任務それ自体を肯定したからといって、――市民としての個人の自律的自己認識とそれにもとづく基本 両者の矛盾なき一体性ないし相互補完性を論理的に根拠づけなければならないであろう。 は、現実に存在する国家行政の全体としてのシステムとその必要性とを個人の自律的自由圏の確保と整合させ、 けでもない。 的権利の法的確保とが前提とされているかぎりでは――それは自由主義的法治国家思想ではないといってよいわ 国家活動を保安・秩序任務に限定することは抽象的には可能であっても、現実主義的自 由

化の開始とは、

い 自由主義的法治国家思想と形式的法治国家思想とは、法治国家思想史の一定段階において重なり 合 自由主義的法治国家思想は、そっくりそのままストレートに形式的法治国家思想となるわけで はな Į, ・つつ

法治国家と「公共の福祉」

外見上の無色透明性、 たがって法治国家の「形式性」は、国家目的の限定によって付与されるというよりも、むしろ法的手続きという ではなく国家干渉の法的方法、手段、手続きにかんする概念であるから、たとえ自由主義的法治国家思想は「法 ねに自由主義的内容をもつという保証は本来どこにも存在しない。理性原理に立脚する自由主義思想 の 場 合 で の支配」という法的手続きを通じて形式的法治国家思想と親和関係に立ちうるにしても、形式的法治国家論がつ 法的権利保護へと限定された国家目的論それ自体が、一つの実質的法治国家論に十分なりえたであろう。し 本来両者は論理次元を異にする。前者は国家活動の目的、任務または内容にかかわるが、後者は国家目的論 およびそれを保証する広範な国家行政の包括性とこそ結び合い、これを前提として成立す

(H) Vgl. F.-L. Knemeyer, Polizei, insb. S. 879—883, 886—894.

るのではなかったか。

- 3 (2) Vgl. auch W. Ebel, a.a.O., S.59-66. 前掲訳書、|〇二-||二ページ; H. Coing, a.a.O., S.59f. Vgl. auch F.-L. Knemeyer, Polizeibegriffe, S.168ff. また、カール・クレッシェル 書、八五一八六ページ。 (村上淳一訳)
- (4)、(5) これらの条文は、とりあえず F.-L. Knemeyer, Polizei, S. 891, 888 を参照。 とポリツァイ事項」、『法学協会雑誌』、第九九巻第九号、一九八二年九月、も参照、
- 6 この点、鵜飼信成「Polizei の観念――その発展史的考察――」、『美濃部教授還暦記念 公法学の諸問題 の基礎理論』、清水弘文堂書房、一九六七年、所収、 宮崎良夫「ナチズムの警察法論 臼――ドイツにおける警察観 有斐閣、一九三四年、所収、柳瀬良幹「警察の観念――歴史的観念と合理的観念――」(一九三五年)、同『行政法

および警察法理の変遷――」、『社会科学研究』、第三四巻第五号、一九八三年二月、をあわせて参照。

- (7)、(8) これらの内容については前注(6)の諸文献を、また、(8)の条文は、とりあえず F.-L. Knemeyer, Polizei,
- (9) この一八四八年の一同時代人による「ポリツァイ国家」の定義は、 I. Kant, Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht (1784), in: Immanuel Kants F.-L. Knemeyer, Polizei, S.893 から引用。
- か 他四篇』、二八一二九ページ。 Bd. 471), Leipzig o. J., S.1-19 [Abk.: Allgemeine Geschichte], S.6 (Dritter Satz). 前掲訳書『啓蒙とは何 Kleinere Schriften zur Ethik und Religionsphilosophie, hrsg. v. v. Kirchmann (Philosophische Bibliothek,
- 11 Ebenda, S.7f. (Vierter Satz) 前掲訳書、二九一三二ページ。
- A. Smith, The Theory of Moral Sentiments, ed. by D.D. Raphael and A.L. Macfie, Oxford 1976 (The Glasgow edition of the works and correspondence of Adam Smith, I), p. 183 (Part IV, Chap. I). 长田洋

169

13 I. Kant, Allgemeine Geschichte, S. 15f. (Achter Satz) 前掲訳書、四三―四四ページ。 訳『道徳感情論』、筑摩書房、一九七三年、二八〇ページ。

14

Ebenda, S.9 (Fünfter Satz). 前掲訳書、三二一三三ページ。

- I. Kant, Ueber den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis
- (1793), in: Philosophische Bibliothek, Bd. 47 I, a.a.O., S.95-145 [Abk.: Gemeinspruch], S.124f. 前掲訳
- <u>16</u> Ebenda, S.116, 122. 前掲訳書、一四二、一五一ページ。

書『啓蒙とは何か 他四篇』、一五四—一五五ページ。

- 17 Ebenda, S. 119. 前掲訳書、一四六ページ。 Ebenda, S.121 Anm. 前掲訳書、一四九ページ。
- 法治国家と「公共の福祉」

法治国家と「公共の福祉」

- (19) Ebenda, S.127. 前掲訳書、一五八ページ。
- (20) Ebenda, S.127—135. 前掲訳書、一五九—一七〇ページ。
- (21) Vgl. I. Kant, Aufklärung, insb. S.142. 前掲訳書、一八ページ。
- (2) Vgl. z. B.I. Kant, Gemeinspruch, S.130. 前掲訳書、一六三ページ。
- (23) I. Kant, Aufklärung, S.135. 前掲訳書、八ページ。
- (24) I. Kant, Gemeinspruch, S.117. 前掲訳書、一四三ページ。
- 25 I. Kant, Allgemeine Geschichte, S.16 (Achter Satz). 前掲訳書、四四ページ。
- 26 I. Kant, Gemeinspruch, S.122 ff. 前掲訳書、一五○─一五四ページ。

W.v. Humboldt, Ideen zu einem Versuch, die Gränzen der Wirksamkeit des Staats zu bestimmen (1792),

in: ders., Werke in fünf Bänden, hrsg. v. A. Flitner u. K. Giel, Bd. I, 3. Aufl., Stuttgart 1980, S.56-

170

- (%) J.C. v. Aretin, Staatsrecht der constitutionellen Monarchie (1823), 2. Aufl., vermehrt u. verbessert v.C. 233, insb. S. 147 f. u. 90
- v. Rotteck, Bd. 2, Leipzig 1839, zitiert: W. Conze, a.a.O., S.854. Vgl. F.-L. Knemeyer, Polizei, S.892.
- 29 E. Pankoke, Sociale Bewegung - Sociale Frage - Sociale Politik, Grundfragen der deutschen "Socialwissenschaft" im 19. Jahrhundert, Stuttgart 1970, S. 52 ff.

六

リスト教的国家観に立つフリードリヒ・ユーリウス・シュタール(Friedrich Julius Stahl, 1802—1861)であっ 形式的法治国家概念の古典的定義を与えたのは、自由主義者ではなく、ほかならぬその敵対者たる保守的・キ

た。すなわち、

容を意味するのでは断じてなく、これらを実現する様式と性格だけを意味するのである。」 このように 法治国家 の形式性をそのものとして語る――形式性を正面から言わずに結果において形式性を獲得する、というのではな 護するだけであるとかいうことではないのであって、それ[法治国家(の概念)――引用者]は国家の目的と内 とえば国家は行政的諸目的なしにたんに法秩序を司るだけであるとか、あるいは全くたんに諸個人の諸権利を保

義理論がみとまれてのことであって、シュタールにとっては、「内奥の個人の生活を励起し決定することは永遠 まで十三年間在職していたベルリン大学に招聘されたのは、シュタールの立憲君主主義のルター派神学的保守主

が、プロイセンの新国王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世によって一八四○年に、ヘーゲルが一八三一年に死ぬ

い――場合には、没イデオロギー的・機能論的な抽象技術論の地平に立たないかぎり、それだけでは国家論とし

- 171 ---

カトリック・バイエルンにおけるプロテスタントの孤塁エアランゲン大学にいたシ ュタ ール

に神の事項である」から、国家自体は「この世の全存在のための人間の外的共同体」、あるいは「社会生活の外的

秩序と助成とのためのたんなる営造物」にすぎないものである――この外的存在としての国家の世俗化局面から、、、、、、、、、、、、、、、、(5) 形式的法治国家規定が生じる——が、その「国家が立脚している基礎は個々人の人倫的使命 der sittliche Beruf

(エートス)ではなく、一つの全体としての人間共同体(民族 das Volk)の人倫的使命であ」り、国家は「一

法治国家と「公共の福祉」

すなわち「神の制度 eine göttliche Institution」の現実態であるから、「君主政原理」は特別に神学的権威を付 た、国家は価値内容からみれば「人倫の国 ein Reich der Sitte」・「人倫の公共体 ein sittliches Gemeinwesen」 つの支配 Herrschaft (Obrigkeit) のもとでの一民族の結合体」であるから、もともと個人は民族に解消され、まつの支配 Herrschaft (Obrigkeit) のもとでの一民族の結合体」であるから、もともと個人は民族に解消され、ま

おける「法治国家」と「人倫の国」との「深遠なる統一」としての「ドイツ立憲君主政」----「君主政原理のも 的におのずから形成されたものの形式的授権にすぎぬ」もの――のゆえに批判される。したがってシュタールに(タ) 与されて、ヘーゲルの「絶対精神」(プロイセンと結びついたもの)でさえも、「最高の人格(神ー国王―公権)」 への統合性をもたないというその非「人格性」――「たんなる理性の(論理的な)諸規定の構成理念」・「論理

とでの国家的(公法的)性格をもったライヒ身分制議会体制」——は、近代的個人の自律性原理とは無縁のまま(写)

著書『法の哲学』が、一八三七年に完結した初版以来、著者の死後七○年代後半になお五版を重ねたという事実 政党たる保守党を、シュタールが政治的・理論的に率先指導しえたのであって、そのような趣旨のシュタールの

あり(イギリス・フランスの「議会制原理」へのシュタールの批判をみよ)、 だからこそ 三月革命以降ユンカー

(あるいは、それに対抗して)、君主およびプロイセン貴族層たるユンカーがみずから近代的装いをこらす論理で

そのものが、第一次大戦まで温存されたプロイセン型立憲君主政の思想原型とその波及力とを暗示していると思

ところでシュタールが批判したヘーゲル (Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1770—1831)は、自分の『法の

「ポリツァイとコルポラツィオーン Korporation」に言及し、 「第三章国家」のなかで「司法権とポリツァイ権 哲学』(一八二一年)の「第三部第二章市民社会」のなかで、周知のように「司法活動 Rechtspflege」と並んで

とコルポラツィオーンとによって、特殊利益を一つの共同的なもの ein Gemeinsames として管理すること Be-体系に含まれている自由という普遍的なものの現実態、すなわち所有を司法活動によって保護すること」、 およ を媒介し、個々人を満足させること――欲求の体系」という契機をもつだけではなく、同時に最初から、「この び、「これら両体系のなかに残存している偶然性に対してあらかじめ配慮すること Vorsorge、そしてポリツァイ

sicht und Vorsorge der öffentlichen Macht」として、不可欠のものとされている。このような「市民社会」 Subsistenz und des Wohls der Einzelnen」を要求するから、「ポリツァイ」が、「個人を、個人的な目的の達成(5) sorgung」の、両契機をも含んでいた。 ヘーゲルにおいては、 スミス的経済社会はすでにそれだけでは完結せず の三契機論と「ポリツァイ」の不可欠性認識とは、西欧「市民社会」の、したがってブルジョア法治国家の限界 のために存在している一般的可能性と媒介すること」を目的とする「公の威力による監督と事前の配慮 die Auf-過剰と賤民 der Pöbel の出現」)、「特殊性における現実的な権利」は「個々人の生計と福祉の保障 Sicherung der (特殊利害に分裂した欲求の体系としての側面、すなわち一方における「富の過剰」と、他方における「貧困の

働の公的斡旋から、公営救貧院、病院・保健事業、街路照明や橋の架設、そして教育政策、宗教政策、植民政策、 その「ポリツァイ」は、右の定義においても、その実際的内容——生活必需品の価格統制、 商品検査管理、労

ての「コルポラツィオーン」によるその補完とに求めることになる。

認識にほかならず、ヘーゲルはこの限界ないし矛盾の克服を、国家の「ポリツァイ権」の行使と、職業団体とし

法治国家と「公共の福祉」

その国家論では、モンテスキューの権力分立論が原則として承認され、「立法権」と「統治権」とを「君主権」 が総括する「立憲君主政 die konstitutionelle Monarchie」論においては、その「君主」は、「憲法がしっかり の胎内から生み落とされた近代社会政策思想の一先駆形態であったとみることも、失当とはいえないであろう。 会」に包蔵された矛盾への鋭利な批判に立脚する包括的国家干渉論であるかぎりでは、ドイツにおける伝統社会 せるものであり、しかもヘーゲルの「ポリツァイ」論は、旧来の名称を用いているにもかかわらず西欧「市民社 別された)という伝統的理解に即したものであって、そのこと自体が、実際の行政の後見的存続を十分に推定さ 「ポリツァイ」上の刑罰にまで及ぶ-(8) ――からみても、明らかに国家による広義の内務福祉行政全般(司法とは区

的でしかも未来志向的な「ポリツァイ」論の登場は、フンボルトやアレティーンらの国家目的限定論 れは越えることのできない頂点なのである」、という性質のものなのである。 このようなヘーゲルの実質・現実(9) 除去志向)の先行・同時展開にもかかわらず、それがそのまますんなり受けいれられるほど事情は単純ではなか ったことを示唆している。シュタールの場合には、『法の哲学』初版から没後第五版(一八七八年)に至るまで、(%) 「ポリツァイ」 は一貫して明示的に軍政、 財政、 司法と並ぶ国家行政の一分野、すなわち「全体福祉の配慮 (福祉目的

していれば、君主にはしばしば署名するほかにはなすべきことはない。しかしこの名前が重要なのであって、そ

間を嚮導する「国家の英知の啓示」として、「個人の福祉ではなく全体福祉のみ」を課題とし、しかも「外面的 ァイ Sicherheitspolizey」と、「刑罰権 Strafgewalt」とが、「ポリツァイ」を構成し、ただそれが神の命により人 衆衛生ポリツァイ)、快適」および「人倫と名誉、 教育と養成、 宗教と教会」を包括する最広義の「安全ポリツ Versorgung des Gemeinwohls」たる内務行政にほかならず、「扶養(救貧制度)、富裕(国民経済学)、健康(公

助成」に限定されるところに、神学的保守主義の矛盾にみちた近代化志向の一端を表出させていると 考 え ら れ(3)

る 先取り的プロイセン改革 行政的国家干渉の必要性認識とが鋭く現われ、しかも他方では、その国家干渉システム自体は、十九世紀初頭の に、一方でそれにきびすを接して、ヘーゲルの場合のように、自由主義的法治国家に内在する矛盾の認識と福祉 保安任務への限定という急進的形態で登場したものの、それが実体制度的に裏打ちされた支配的思想 と なる 前 したがって自由主義的法治国家思想は、ドイツでは十八世紀末から十九世紀初めにかけていったん国家目的 ――とくにハルデンベルクによる国家行政制度の官僚制的革新の着手(ほかならぬフン

すれ、決して保安任務に限定されることなく、なしくずし的に存続し再編され、産業社会化とその矛盾表出とへ 保の原則への純粋機能論的還元志向と行政裁判制度の発達とが、 としては法治国家概念からあらゆる国家目的論的観念が払拭されてゆき、もっぱら行政の適法性および法律の留 では再登場しうる余地を見出さないます、その後はむしろ、実際の広範な官僚行政の存在を前にして、基本動向 の上からの最低限の対応――たとえばプロイセンにおける一八三九年の児童労働保護規定の前史とその後の工場 ボルトが、教育行政の国民的近代化を担当した)――や諸領邦での憲法制定動向によって近代的に整備されこそ 四五年以降の営業条例史――を行ない、結局、自由主義的法治国家思想は、単純な国家目的限定論の形態(3) 結果において徐々に法治国家思想に自由主義的

ታን それにもかかわらず、自由主義的法治国家思想は、もともと保安任務への国家目的限定論としてしか存在しな むしろ独立生産者としての市民の自律的自己認識とそれにもとづく、立法への参加権を含

本質と「形式性」とを獲得させていったことが、推定される。(②)

行政的干渉国家を、 四〇年間にわたって、モールにとっては「ポリツァイ」は一貫して伝統的な内務行政諸領域の総称であり、 形成されたのであって、その典型例を西南ドイツのモールの思想に見出すであろう。一八三〇年前後からおよそ 活動の不可欠性を認識して、両者を整合させようとした現実主義的・市民的な自由主義的法治国家思想もまた、 の法治国家論の基本構成と社会政策思想との結合論理、およびドイツ法治国家思想史上のその位相に か ん し て ルは国家の保安目的とともに福祉目的および包括的内務行政全般の存在価値をも積極的に認定しつつ、その福祉 む基本的諸権利の確保とを前提としたうえで、なお現実には否定されえず新たに増大しさえする福祉行政的国家 カントの理性法的国家論の遺産の継受により、市民の自由のもとに従属させる。このモール

F.J. Stahl, Die Philosophie des Rechts, 2. Bd.: Rechts- und Staatslehre auf der Grundlage christlicher deutschen Staatsrechts, 2. Aufl., Heidelberg 1846, S. 106. Weltanschauung, 2. Abtheilung: enthaltend das vierte Buch: die Lehre vom Staat und die Principien des

稿を改めて考察を試みたいと思う。

Vgl. E. Landsberg, Stahl, Friedrich Julius St., in: Allgemeine Deutsche Biographie, 35. Bd., Neudruck ③保守と伝統の政治思想』、有斐閣、一九七八年、所収、も参照。 田敏「シュタールにおける法治国の概念」、日本法哲学会編『法の概念』(法哲学年報、一九六三・上)、有斐閣、 Breslau 1926, 3. Abschnitt. 安世舟訳『ドイツ現代政治思想史』、御茶の水書房、一九八一年、第三章。また、高 der 1. Aufl. von 1893, Berlin 1971, S. 392-400; H. Heller, Die politischen Ideenkreise der Gegenwart, 一九六三年、所収、 安世舟「〈立憲的〉保守主義の政治思想――F・シュタール」、半沢孝麿、他『近代政治思想史

3

F. J. Stahl, a. a. O., S. 103

- 4 F.J. Stahl, Die Philosophie des Rechts nach geschichtlicher Ansicht, 2. Bd.: Christliche Rechts- und Staatslehre, 2. Abtheilung, Heidelberg 1837 〔(1) の初版〕, S.1.
- 5 F.J. Stahl, Die Philosophie des Rechts, 2. Bd., 2. Abt., 2. Aufl., S. 105
- $\widehat{\mathfrak{g}}$ Ebenda, S. 102.
- (r) F.J. Stahl, Die Philosophie des Rechts, 2. Bd., 2. Abt., 3. Aufl., Heidelberg 1856, S.131.
- 8 F.J. Stahl, a.a.O., 2. Aufl., S.105 f.
- 9 Ebenda, S.5.
- 10 Ebenda, S. 354.
- $\widehat{\mathbb{I}}$ Ebenda, S. 322 ff
- G.W.F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, hrsg. v. J. Hoffmeister, 4. Aufl., Berlin 1956, 四四ページ。 S.253(\$ 287)· 藤野渉・赤澤正敏訳「法の哲学」、『世界の名著35ヘーゲル』、中央公論社、一九六七年、所収、五

— 177 —

- 14 13 Ebenda, S. 200—202 (§ 243—245). 前掲訳書、四六九—四七〇ページ。 Ebenda, S. 169 (§ 188). 前掲訳書、四二一ページ。
- 15 Ebenda, S. 195 f. (§ 230) 前掲訳書、四六二ページ。
- philosophischen Bibliothek, Bd. 124), S.346 (Zusatz zu § 236). 前掲訳書、四六五ペーシ。

G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, hrsg. v. G. Lasson, 2. Aufl., Leipzig 1921 (Der

- 17 G.W.F. Hegel, hrsg. v. J. Hoffmeister, a.a.O., S.197 (§235). 前掲訳書、四六四ページ。
- 法治国家と「公共の福祉」 Ebenda, S.196—203 (§ 233—248); ders. hrsg. v. G. Lasson, a.a.O., S.346—348 (Zusätze zu § 236—248). 絙

法治国家と「公共の福祉」

- 掲訳書、四六三―四七三ページ。
- 19 G.W.F. Hegel, hrsg. v. G. Lasson, a.a.O., S.360 (Zusatz zu § 279). 前掲訳書、五三六ページ。 Vgl. auch 273) 前掲訳書、五一六―五二五、五三八ページ。 ebenda, S.357f., 360f. (Zusätze zu § 272, 280); ders., hrsg. v. J. Hoffmeister, a.a.O., S.233ff. (§ 272-
- 20 この点、ヘーゲルの次のような指摘も示唆的である。――「ポリツァイ」の任務について、「今日二つの主だった 見解が行なわれている。一方は、ポリツァイは一切を監督すべきだと主張し、他方は、各人がそれぞれ他人の欲求 に順応するであろうから、 ポリツァイは 何一つ規定すべきではないと 主 張する。」 G. W. F. Hegel, hrsg. v. G.
- Lasson, a.a.O., S.346 (Zusatz zu § 236). 前掲訳書、四六五ページ。

F.J. Stahl, Die Philosophie des Rechts nach geschichtlicher Ansicht, a.a.O. (1. Aufl.), S.337; ders., 5.

— 178 —

unveränderte Aufl., Tübingen-Leipzig 1878, S. 587.

21

22 Ebenda [1. Aufl.], S. 344 f.; 5. Aufl., S. 593 ff.

Ebenda (1. Aufl.), S. 337 ff.; 5. Aufl., S. 587 ff.

23

- Vgl. z. B.W. Köllmann, Die Anfänge der staatlichen Sozialpolitik in Preußen bis 1869, in: E.-W.
- zungen und Auswirkungen, Wiesbaden 1974 Gladen, Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland, Eine Analyse ihrer Bedingungen, Formen, Zielset-Böckenförde (hrsg.), Moderne deutsche Verfassungsgeschichte (1815-1918), Köln 1972, S. 410-429; A.
- Vgl. K. Stern, a. a. O., S. 606 ff.; E.-W. Böckenförde, Rechtsstaatsbegriff, S. 71 ff.; C.-F. Menger, Rechtsstaat, S. 770.